

2006年6月22日

18:00~20:00

前原暫定集会施設A会議室

第2回・(仮称) 小金井市文化芸術振興条例策定会議

[議事録]

次第

1 研修会

- ・ テーマ：「文化芸術振興条例とは」
- ・ 講師：小林真理（東京大学大学院人文社会系研究科助教授）

2 フリーディスカッション

3 ワークショップについて

4 その他

[条例策定委員]

- ・ 田中敬文委員（東京学芸大学助教授）
- ・ 林望委員（作家）
- ・ 久保田美穂委員（NPO 法人プレイス）
- ・ 内藤治誠委員（小金井市悠友クラブ連合会）
- ・ 岩尾治子委員（NPO 法人 Passo a passo）
- ・ 星野正行委員（小金井市青少年健全育成6地区連合会）
- ・ 水野恵美子委員（一般公募）
- ・ 高橋金一委員（一般公募）
- ・ 宮下要委員（一般公募）

[事務局]

- ・ 市民部長・上原秀則
- ・ 市民部市民文化課長・小柳清
- ・ 市民部市民文化課文化交流係長・鈴木雅子
- ・ 市民部市民文化課文化交流係主任・山田耕太郎
- ・ 市民部市民文化課文化交流係主事・早坂嘉人

田中委員

それではこれより、第 2 回（仮称）小金井文化芸術振興条例策定委員会を始めさせていただきます。尚、議事に入ります前に、前回ご欠席の委員の方に委嘱状を公布させていただきますと思います。

事務局

それではこれより、前回ご欠席された委員の方に委嘱状を公布させていただきます。尚本日、市長が公務のため、市民部長が公布させていただきます。よろしくお願い致します。

委嘱状公布

田中委員

それでは林委員、久保田委員、ご挨拶をお願い致します。

林委員

林でございます。よろしくお願い致します。40 年ほど小金井市民をやっておりますので、あまりお役にたてないかもしれませんが意見を述べたいと思っております。

久保田委員

久保田でございます。よろしくお願い致します。

田中委員

それでは本日の議事に入らせて頂きます。本日はまずはじめに、研修会と致しまして、東京大学大学院人文社会系研究科助教授の小林真理先生に、文化芸術振興条例とはということでご講演をお願いしております。このご講演の後、若干休憩を取りまして、フリーディスカッションに入りたいと思います。小林先生、ご準備の方よろしいでしょうか。

1. 研修会

講師：小林真理（東京大学大学院人文社会系研究科助教授）

皆さんこんにちは。小林でございます。文化・芸術振興条例の意義ということでお話をさせていただきますと思います。皆さんの方にレジュメを配らせて頂いています。これと同じ内容のものがここに出てくるという話ですので、こちらを見ながら話を聞いて頂ければと思います。40 分間ということですので、早口になってしまうかもしれませんが、わからないところなどありましたら遠慮なくお尋ねください。

私は武蔵野市の市民です。小金井市とは全然関係はありませんが、武蔵野市にはもう 40

年弱住んでいます。小金井市については、お隣の市ということで何となく気にかけているような存在です。

今回皆さんがご検討される文化振興条例、ここでも当たり前のように文化芸術振興策定委員会となっていますが、この文化芸術振興条例という名前がいいのかどうかということ、実は考えていかなければならないテーマの一つだということをもっと最初に申し上げたいと思います。

そもそも条例って何なのでしょう。なかなか条例と聞いて、明確に何か思い出される方というのはそんなにいらっしゃらないと思いますが、条例というのは、まず、ある自治体の内部だけに通用する法令ということになりますので、今回文化芸術振興条例を小金井市さんで策定すると、それを制定するということになったら、それは小金井市の中で通用する法令なんだということです。法令ですから議会の議決によって制定されることとなります。ですから皆さんが素案づくりをして、恐らく行政の方で本案みたいなものを作って下さると思うのですが、それが議会の議決によって可決されれば条例になるということになります。

条例というものを考えました場合に、多くの場合は規制のために条例をつくるということがあります。例えば景観条例といったもの、この頃、地域の景観を守っていくという視点からマンションの高さを制限するといったような、財産権を、ある程度規制してこうとするタイプのもの、それから千代田区のタバコのポイ捨て禁止条例、正式名称かどうかはわかりませんが、こういうものが条例として制定されることにより、これは例えば、タバコをポイ捨てをすると、それに対して科料とか罰、行政罰みたいな形で罰金を支払わなくてはならないといった、規制をする条例みたいなものが多いということになります。

今回、文化芸術振興条例として策定していきたいというのはそういうものではなくて、つまり規制をするタイプの条例ではない。それではどのようなものかといえば、一番コアな部分は、自治体はその政策に対する責任を明確にする役割があると思います。例えば文化・芸術振興みたいなことを、小金井市が今後行っていくということを、議会を担保していくということです。それはどういう意味があるかということ、今までの自治体の条例が何だったのかは後ほど申し上げますけれど、首長、知事がその任期にいろんな政策をやる。例えば文化ホールを作るとかイベントをやってきて、首長が変わると全くやらなくなってしまったりということがありました。或いは予算を全くカットしてしまって、文化事業をやっていくお金がなくなってしまうということもよくありました。そういうことではなくて、基本的に公共サービスとしての文化振興事業みたいなことの継続性を担保していくということを目的としていきます。そのようなことが条例を上手に作ることによってやっていくということがあります。そういう意味合いの条例を作っていくべきだろうと思っています。

少しこれは余計な話になってしまうかもしれませんが、まず確認をしておきたいことがあります。文化と国家とか、文化と政府とか政策を考えると、私たちはやっぱり文化政策に国家が関わることの危険性というものを認識しておかないといけないと思います。それは戦前の文化政策が、基本的には管理統制型の文化政策であったということであって、例えば天皇を神とするようなそういう価値観を国民に強制をして、自由な芸術や思想を奪うという政策を展開してきたわけです。例えば、今連続テレビ小説で「きらり」だか何だか、特高警察がやってきて、「最近、住みにくくなったわね」みたいに言うと、特高警察に連れて行かれてしまう次女の話がありました。ある一つの価値観を存続させるために、検閲が起こるわけです。そこでは国家とか政府が文化を作る。国民が文化を作るのではなくて、国家が文化を作って、それに対して国民が従っていくという考え方がありました。それに対しては別に日本だけではありませんが、戦後の文化政策の出発点はそれに対して NO といったということです。ひとつの価値観を押し付けていくようなことに関しては、やはり違う。多様な価値観をもっている人が世の中にいて、その人たちの自由な選択をどのように保証していくかということが、戦後の文化政策の出発点であったわけです。これは日本だけではありません。世界的な流れだということです。国家が文化を作るのではなくて、政府が文化を誘導するのではなくて、私たちひとりひとりの文化への思いとかそういうものをどう守っていくのかということで考えられてきたのが、皆さんあまり耳慣れないかもしれませんが、文化権という考え方です。文化に関する権利というものです。日本ではあまり語られることがありませんが、世界的なレベルでは 1948 年の段階で、既に世界人権宣言 27 条の中で文化生活に関する権利を定義しているわけです。その中で、「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する」、それから 2 項で「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」とされ、宣言するわけです。ところがこれは宣言文でして、あまり実効性のないものだったわけです。それに対して、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約でも 15 条に文化への権利についていうものが書かれています。

この辺り、子供の権利条約の話なんかも後でしますけれど、戦後、世界的な声の中で文化政策ですとか文化への権利だとか、インターナショナルな世界では整備されてきています。この辺どういうふうに日本で捉えられてきたかといえば、実は非常に心もとないというものがありません。もちろん、文化を享受していくためにまず経済的な権利をきちんとしていこうという、そちらの方に走って行ってしまった、それで戦後日本が経済的な先進国になったわけです。しかしながら、文化への権利については長らくないがしろにされてきたような状況はあったかと思えます。国レベルでの文化の捉え方っていうのを見て行くとそういうことも言えます。子供の権利条約の中でも文化権の規定はありまして、31 条のところに休息、余暇、文化的芸術的生活への参加っていう形でこういう定義が置かれてい

ます。つまり私たち国民というか市民、ひとりひとりに文化権というような、文化生活に参加していくような権利があることによって、そのことを保障していくのが公共サービスであり、自治体の責任であるということを、やはり考えていかなければいけない。それは、国レベルではひとりひとりの国民っていうものを対象にやっていけないかもしれないけれども、顔の見える自治体レベルでは先進的にそういうことが取り組まれてきました。条例に関しても、この場では全部ご説明するわけにはいきませんが、今大体全国に、この手の条例は50ぐらいあります。50ぐらいありますが、2001年に文化芸術振興基本法という法律が制定されるのですが、その前から条例をつくっていた自治体もあります。そういう自治体は、やはり国レベルで文化に関する権利っていうのを保障していかなれない中で、この自治体でどういうふうに芸術なり文化を保障していくかっていうことを、かなり前から考えてきたところだと言えます。

ですから、私たちもこの中で文化とか芸術の問題を考えていく中で、市民ひとりひとりに文化権があって、その文化権を充実させていく、文化権を保障していくという内容を、小金井市でどういうふうに捉えていくかということが、どういう未来像を描けるのか、私たちが文化を享受したり感動したり芸術に触れたりっていう中で、どういうふうになったら小金井市がすてきな小金井市になっていけるのかという、そのビジョンをある程度明確に描いていくというところが、条例制定の成功する鍵になるのかな、というふうに思っています。

少しだけ言いますと、日本国憲法における文化っていうのは、皆さん思い起こして頂きたいのですが、第25条のいわゆる生存権といわれるものの条文でして、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」というふうに規定されています。その中で、まさに私たちがこれから取り扱わなければならない「文化」というものが出てきます。この「すべて国民は…」という生存権の規定っていうのは、ワイマール憲法に発すると言われていたものですが、この「文化」とか生存権は、「人間に値するような存在」ということを意味しています。その規定を日本では、最高裁判所の判例もそうですし、実際の政策レベルにおいても実現していくというのは何かというと、動物と区別する程度の最小限の経済的保障、これは非常に大げさですけど、これはある憲法の先生が書かれてた本の内容そのものですが、そういうレベルでの保障しかしてきてなくて、国レベルで捉えられてきた「文化」っていうのは、最低限の経済保障です。でもそのことによって生活保護も含めて最低限度の生活ができるというのはこの権利のおかげです。実際に、知る権利にしても環境権にしても、新たな権利概念が生まれてきてはいますが、なかなかこの25条を解釈して、人間に値する尊厳について考えていくというふうには発展してこなかったのです。それで、日本の「文化」に対する考え方は、種経済的にまず豊かになってから文化は享受するものであって、経済的に貧しい人が芸術みたいなものを享受するという考え方になってない。だから例えば、この委員会でどのような議論になっていくかわかりませんが、私はやはり芸術とか文化は、生き方そのものだし、生活そのものだと思います。おそらく小

金井市さんもそう考えていらっしゃるから、こういう条例策定みたいなことを考えてこられたと思います。これからはもう皆さんよくご存知だと思いますけど、国に何でもお願いして、やってくれてよかったという社会ではありません。いかに自治体がその地域の人のニーズに応えて、よりよい生活、公共サービスを提供して、この小金井市にずっと居ついてもらうかということになるわけです。そういう考え方ですから、いかに自治体が国の保障しない部分を自主的に保障していくかということになるわけです。

自治体文化行政のこれまでということをちょっとふりかえってみたいんですけど、自治体で文化行政が取り組まれたのは、1970年代の後半です。でも、自治体自治体と申し上げましたけれども、合併が進む前は3000以上も自治体があったわけです。その3000以上の自治体の中で、ごく一部の自治体が、早くから文化の重要性に目覚めて政策を行いだしたということです。先進的に文化行政に取り組んできた自治体というのは、かなり綿密に文化行政のあり方とか目標とかやり方とかそういうことを考えて、実行に移してきたと思います。ですから、いまだに先進自治体のところでは、細々としているかもしれないけれど、政策を継続してきているということがあります。

それに対して、後から追随してきた自治体、例えば、何となく文化ホールを作ると世の中が文化的になるみたいな思い込みをもって、追随してきた自治体というのは、今言ったように施設づくりが基本です。特に文化だけに言えることではなくて、行政と言うのは基本的に、施設をつくってそれでサービスを提供するっていうことがひとつのミッションになっています。それは地方自治法に規定があります。公の施設を作って、それによってサービスを提供していくっていうやり方です。ですから、文化ホールを作るという作業自体を悪くはとれない部分があって、それなりに意義をもってやってきたところもあるわけです。ところが、先進自治体に比べて、なんで文化ホールを作るのか、或いはどうしてこの地域に美術館が必要なのかということ、あまりきちんと考えてこなかったところがあると思います。例えば市長が作ろうと行ったから作るとか、隣の自治体でも文化ホールができた、1500ぐらい席があって、いっぱい稽古場があって使いやすみたいだから、うちの自治体でも作ろうというようなことを、声の大きな市民が言うことによって、何となく要望があるからということであって、そのような場合、行政の内部で、それから自治体の中で、文化振興とか、なぜそれを作るかっていうコンセンサスづくりがうまくいってない場合が多いですから、それに対して運営に責任を持たなくなってしまいます。とりあえず建設するが、その中でどういうことをやっていくかについての、運営に責任をもたないタイプの自治体というのが非常に多いです。ですから、全国に2000以上文化ホールっていうのはあると言われてはいますが、その中で何十億もかけてホールを造ったが、事業費ゼロっていうところがいっぱいあります。もちろん、今は非常に自治体の財政状況が厳しいということも当然ありますけれども、だけれども、きちんと規定していればゼロになるということはありません。これはやっぱり、コアになるような、核に

なるようになるものを持ってこなかったということが、自治体文化行政が失敗言われていることの要因だと思います。それで、特徴的な政策を展開してきたようなところも、すごく首長のイニシアティブが強くてやってきたところは、首長さんが交代することによって、先細りになります。それからさっき申し上げましたけど、3000 ぐらいあった市町村が今は 1800 ぐらいになっているわけです。特徴的な活動とか事業を展開してきたところが、あまり特徴的でない、文化に力を入れてこなかったところと一緒にすることによって、下方修正されてしまいます。いい方に合わせるのではなくて、よくない方に合わせてしまいます。そういう事例がいっぱい出てきています、今は。そういうふうな状況になってしまったのも、やはりコンセプトなり条例みたいなことを考えてこなかったことが要因だと思います。条例を作っているのに、他の自治体と一緒にになって条例が廃止されたということも出てきています。そのところをよく考えていかなければいけない。今ここで、小金井市が、この時点、2006 年に条例を作ろうとしているわけですから、今までの自治体と同じ失敗をしてはいけないと思います。

文化に関する法令を見ておきたいのですが、文化振興に関する国の法律は長らくありませんでした。音楽文学習振興法みたいなものはありませんでしたが、総合的に芸術振興を考えていく法律は 2001 年に議員立法で、文化芸術振興基本法としてできました。これ、なぜ文化芸術なんて変な名前なのかなって皆さん思いませんか？その当時、すごく話題になりました。日本に今まで「芸術文化」って言葉はあるし、「芸術」もあるし、「文化」もあるけれど、「文化芸術」なんて言葉はない。なんでこんな変な言葉になったのかということが、当時すごく話題になりました。それにはそれなりの理由があって、今ここでゆっくり話している時間はないので止めますが、国の法律が「文化芸術振興基本法」だからといって、小金井市で「文化芸術振興基本条例」を作る必要はありません。だからまずこの言葉もよく考えていく必要があると思います。

文化芸術振興基本法が提示しているものは、ひとつには「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」という形で理念を示しているという意味では非常に意味があります。それからもうひとつ、自治体に関係するところというすると、4 条に地方自治体にも文化芸術に関する、振興していく責務があるということが示されています。それはやはり大きな意味があって、この法律ができて以降、条例が徐々に作られるようになってきたのも、この 4 条の「責務」っていうのを受けて、自治体では文化振興をどのように行っていくかということできているっていうことがあると思います。基本的にこの法律自体は国の法律です。自治体は国と同じことできるわけありませんと。それから、小金井と、武蔵野と、三鷹と、それぞれに強弱があってあたりまえなのであって、そのことをきちんと捉えていく必要があるのかなと思います。

それから、私が評価しているのは、北海道の文化振興条例です。これは前文のところに「一人一人が文化的に豊かな文化的環境の中で暮らす権利」があります。権利を規定して

いく時に、行政、政府が押し付けるのではなく、住民の側に権利があるときちんと考えて、それに行政なり市長なりが環境整備していくっていう発想を持っていかないと、文化振興条例っていうものは大変危険なものになりうるということを、是非心に留めて頂きたいと思います。

皆さんのお手元に、「東京都及び都内の自治体における文化振興条例」があるかと思いますが、見て頂いたらわかると思いますが、目黒区の芸術文化振興条例以降が文化芸術振興基本法ができた後にできた条例です。それまでも東京都でも作ってますし、江戸川区でも作っています。それで、書き方ということに関しては、それぞれ様々個性があるところもあります。例えば、先程の北海道の文化振興条例もそうですけれども、文化芸術振興基本法もそうなんですが、条文に入る前段階のところに、前文みたいなものが記載されている。これ、文化芸術条例の特徴です。前文で、その自治体の固有性や個性が述べられていたり、文化とは、芸術とはどんなものなのかということが述べられている。自治体レベルのものだと、例えば小金井市だと緑が豊かで、住みやすい町で、みたいな、そういった小金井市がもっている特徴みたいなことが述べることもできると思います。後の構成としては、目的、基本理念とか、行政の責務っていうものを明らかにする。行政の役割です。行政の役割、こういうことは行政にやってほしいけどこういうことはやってほしくないということがあられるわけです。そのことをこの委員会の中でもきちんとしていかないといけないと思います。それから、条例を見てみますと、特徴的なことは、すごく理念的なものだけで終わっているものもあります。先程の世界人権宣言のように、或いは非核都市宣言とか生涯学習都市宣言みたいな、理念だけで実効性を伴わない場合もあります。そのようなものだと実際の政策とか事業をまわしていくための条例になりにくい。その場合行政の職員ですごく熱心な人がいるといろいろやってくれますが、そうでない場合先細ってしまいます。また、ある目的のために条例を作って、その目的が達成されると全然使われなくなるタイプのものもあります。

何を目的にするか、さきに小金井市の未来像をどういうふうに描いていくのかということを行いました、そこを明確にしておかないと、理念的なものはすぐ使われなくなる危険性もあります。それでは、どのように実効性を担保していくか。つまり条例自体は非常に概念的で、細かいことまでは書けません。例えば、芸術振興やっていく時に、例えばこどものための芸術活動に力を入れていきましょう、高齢者のための芸術に力を入れていかなければならないからそっちもやりましょうというときに、優先順位みたいなことまで条例に盛り込むというのはまず無理です。それを現実的具体的にやっていくということを盛り込もうとすると、条例を受けて計画を作ることが必要です。計画を作って、更にそれを動かしていく財政上の措置っていうものを担保する。それから、行政ってというのはどうしても政策とか事業をやりっぱなしになります。それだと、お金が有効に使われたかどうかはわかりませんし、今、やっぱり行政評価は非常に重要ですから、その事業が予算を供給されただけ効果を発揮したか、そのことを評価して元に戻して事業をまわしていく

仕組みを作っていないといけません。政策や事業を評価していく仕組みを作るということです。それからもうひとつ、「審議会等」って書いたのは、審議会みたいな仕組みがいいかどうかはみなさんが議論してほしいことです。さっきも申し上げましたが、行政は中身の問題は決められません。芸術の中身には入ってはならない。そうだとすると、やはりきちんと第三者的に行政に対して、政策なり事業に対して対等に意見を述べていく人たちがいないといけないわけです。ですからそういう、審議会のような、委員会のようなものを作って、担保していくことによって、文化振興条例の実質的な意味が現れてくるっていうふうに思います。

課題とすると、ここに出てくるのは項目で抜き出したものですが、条例自体は作ろうとするとそんなに大きな条例にはならないと思います。構造とか基本理念はどこの自治体も変わることはないと思います。ただ、さっき評価っていうことを申し上げましたが、評価の仕組みをはじめて入れたのは川崎市だと思います。川崎市が文化アセスメントを入れてます。やはり後から条例を作るところは、今までの発展ということを押さえて、よりよいものを作っていくっていうことを目指さなければなりません。今までの条例にはやはり落ちていた問題点っていうのがあるわけですから、その効果を考えていかないといけない。

それからすごく大事なこととして、今条例とはという話をしているのですが、小金井市の現状をどのように捉えるかということがやはりすごく大事です。さきの小金井市の未来像をどう描くかっていうことと、未来像を描くときに、何が必要で何が不足しているのかということを考えていかないといけない。そうですが、昔のように、それこそ1970年代とか80年代のように、行政が何でもかんでも用意してくれた時代では決してない。それから、昨日も北海道の夕張市というところが倒産したわけです。自治体も今倒産する時代なわけです。小金井市さんがどうかは私は知りません。けれども、決して財政が豊かで、何でもやりたいことがやれるわけではない。それから、行政が今まで請け負ってきた部分が、何も行政が全部やらなくても民間でもできる場合もある。単純に小泉さんの「官から民へ」がいいといっているわけではありません。あれは全然いいとは思っていませんが、でも、行政が何でもやらなくてはいけないっていうのも違うと思います。例えば、阪神淡路大震災以降、どんどんNPOなんか活躍していて、行政よりも余程いいサービスを提供してくれるNPOなんかが出てきているわけです。ですから、そういう今の社会的な状況とか、行政に何でも押し付けるというやり方ではない方策というのを考えていかないといけないと思います。

それからもうひとつ大事なものは、今ここにいらしている方は公募でいらしてたり、団体を代表していらしているのだと思うのですが、文化は行政がつくるものではありません。市民ひとりひとりが何かやっていくときの有機的つながりっていうのが小金井市の文化になるのだと思います。それを考えると、もちろん私たちはここで意見を言っても何らか

の形で条例を作っていくというプロセスをとりますけれども、この条例制定とか計画の策定とか、進行管理とか、評価のプロセスにどれだけ市民の人が加わっていけるかという工夫をすることがすごく重要なわけです。小金井市には市民参加条例みたいなものできていると伺っていますので、その部分では基礎的な部分があると思いますから、それを文化の面でどのように担保していけるかっていうことが、新たな文化振興条例をつくっていくときの課題だと思います。そのための仕掛けと言いますか、仕組みを条例の中に入れていけるのか、あるいは条例は無理でも計画に将来入れることができるのかっていうことを考えないといけない。

それから最後になりますが、意外とこれが一番難しいのですが、文化振興条例みたいなものを作って、これが単純に文化を担当する「課」だけの問題ではなく、行政内部にどれだけ周知徹底できるかっていうこともすごく重要な課題になってきます。

委員会の役割というものを最後に申し上げると、条例に、政策を担保するための仕組みづくりです。これが芸術だとか、これが芸術ではないみたいなことをいう必要はここではないわけであって、文化を振興する、芸術を振興するための仕組みづくりを提言していくことをしていく必要があるということです。2番目は、具体的な事業は計画の中で行っていく。ただそうはいつでも、具体的にこういう事業をしたいとか、こういうことがやりやすいのだとかいうことを想定して、どういう仕組みを作ればそれがやりやすくなるのか、そういうことを両方の側面からやっていく必要があると思います。最後にもう一回、繰り返して申し訳ありませんが、行政や政策は何かの価値観を誘導するものであってはいけないと思いますので、そこはやはりよくよく気をつけて確認していくことが必要だと思います。以上です。

田中委員

小林先生どうもありがとうございました。5分程休憩して、ご質問ご意見などあると思いますので、50分から再開致します。

【休憩】

2 フリーディスカッション

田中委員

それでは再開させて頂いてよろしいでしょうか。小林先生どうもありがとうございました。先程パワーポイントの一番最後に委員会の役割っていうのを聞いて、今まで気づかずに気楽に参加しておりました。回数が少ないものですからどこまで役割を果たせるかっていうのはかなり厳しいかなとも思ったのですが、専門家の目から見るとこれからは本番だというような気がします。

それでは皆様方がいかがでしょう。ただ今の小林先生のご講演を聞いて頂いて、フリーディスカッションの時間をとらせて頂ければと思います。この時間では、小林先生のお話を聞いたご質問とかご意見、それから小林先生は私ちょっと存じ上げているのですが、普段も早口なんです、今日は更にまた早口だったのでわかりにくい点もあったかと思います。もしあれば、その点も確認をとって頂ければと思います。僭越ながら最初に口火を切らせて頂ければと思うのですが、小林先生がお話なさった中で、どうせこれから条例を作るのであれば、今までの失敗の轍は踏みたくない。今までの経験を生かしてその上をいくものを作ってほしいという、私はそれがすごく印象に残りました。特にその繰り返しになるかもしれない、今までの失敗というのを、条例を作る上で、具体的にどういうところに表していくのかということです。つまりその、実際は、例えば文化会館の建設を目的とするための条例であったという自治体もあるという話がありました。しかし小金井の場合ですと、ひとつ新しいセンターの計画はあるわけですが、特に何か施設を作る為のことだけを意図しているわけでは決してない。そうすると具体的に今までの失敗、特に小金井市が考えなきゃならないようなことがあれば、その辺りをお話して頂けるとありがたいと思います。

他にご質問があれば、一度全部お受けして、それを踏まえて後でまとめてお話を伺えればと思います。

林委員

言葉のことでなるほどと思ったんですけど、文化芸術振興条例という言い方が正しいかどうか、適切かという問題提起はとても面白かったと思います。ほとんどの自治体が文化振興条例でやってきたみたいで、言葉の上からいくと、芸術というのは文化の中に入ってしまうので、それに並列する必要はまあ、ないと言えないんですね。また、さっき小林さんが保留されたことでですね、芸術文化という言い方はあるけど文化芸術という言い方はないとさっき仰った。しかし都の条例か何か敢えて文化芸術といっているのは多少意味があるんだと、それは申し上げませんがと仰ったんですが、ちょっとそこのところ申し述べて頂きたいなと思います。

田中委員

他にご質問、ご意見等ある方は。

宮下委員

一番最後のところで、行政や政策は何かの価値観を誘導するものであってはならないということで、僕は年代的には第二次世界大戦のとき子供時代を過ごしていますので、例えば、ヒトラーのナチズムの高揚のためにワグナーの音楽を披露したとか、或いはソ連の政府がシヨスタコヴィッチ自体が、共産党の政策にあわないということで一時非常に弾劾されて、

その苦しみの中から第五番という曲を作って、それが受けたので処刑されないですんだみたいな話があるんですけど、それは極端な話なんですけれども、たとえば、将来的にも何かそういう一つの考え方を、行政・政策が文化という中で利用していくっていう、そんなような意味なのかな、と、思って解釈してたんなんですけど。

果してこれからそのような事態が起こるかわかりませんが、これは重要な一項目ではないかな、と。

高橋委員

2点ほどありまして、まず一つが、文化条例、芸術条例、名称は別としまして、これを作る段階で、小金井市は環境基本条例というのができたんですけれども、そこで書かれている内容の中で、今までも環境の条例があるんですが、計画をたてて行ったら行いっぱなしで終わっている、また新しい計画を作る、そういうふうになっている。それを回避するために、必ず検証して次の計画にはそれを生かしていかなければならない、それが今回先生の仰っている部分。

一般企業では普通にあるようなこと、事業をやって、計画を立てて、検証して、それをまた次につなげていくっていう。そういうことを今回言われたのかなって思ったんです。

それともう一つ、最後の部分に入ってくるんですが、12の所で書いてあった「仕組みづくりを提案する」という、これはまさしく私も同じ考えなんですけれども、問題は、文化の中で、前の資料にもあったんですが範囲というのをどう捉えるか。もう自由奔放何でもいいっていうのもあるんですけども、あまりにも多くの市民の人たちが不愉快に思うような形のものもあり得るのかなっていう。特に前衛的なものですか。そういうものまで範疇として入れるのか、それともそういうものは外していくのか。特にそういうのは若い人たちが多いんじゃないかなと思うんですけど、そういう人たちの自分の生きるエネルギーとそういう部分とのぶつかり合いながら出てくる過程の中で発展していくんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺先生はどう捉えているのかなって。

田中委員

他の方がいかがでしょうか。じゃあとりあえずそのぐらいということで、小林先生、順序はそのままじゃなくてもいいですが、今までのご質問ご意見を踏まえて、お話頂ければと思うんですけど。

小林講師

一番最後に高橋さんの仰ったことに関しては、私は前衛的なものもひとつの価値だと思っています。むしろそういうことこそちゃんと議論をして、それがあってもいいではないかというような状況をつくりだしていく、様々な価値観を認めていくということが文化を大事にしていくってことだと思います。前衛的なものを好むひとたちもいるわけであって、た

だそのことを上から決めて、前衛的なものを絶対皆信じなさい、っていうのはおかしい話だということです。私は先程宮下委員さんもおっしゃっていましたが、私が思っていたのはやはりヒトラー、スターリンのことを念頭に入れているわけです。ただ、そのことが日本で起きないとは言えないと思います。というのも、今の時代状況が少し不安だということもありますが、例えば1980年代に、富山県の近代美術館で、非常に前衛的なコラージュの作品が、ある議員さんの「不快だ」という一言で、その美術品が、全部購入していたにも関わらず売却された上に、図録も全部焼却、図書館に入っていた図録もやぶり捨てられてしまうという、そういう事件も起きています。それは非常に過激だと思われるかもしれませんが、またそれは政治的な問題も結びついているってこともあります。昭和天皇を使ったコラージュでした。そういうことって、タブーなところにふればふれるほど出てきやすい問題です。だけど、タブーにふれない芸術というのは実はないと思います。タブーだからダメだではなくって、例えば現代美術なんかも、普段私たちが見えなくなっていることとか、気がつかないことを気がつかせてくれるようなものがあると思います。市民全員が納得するアートなんてないと思います。例えば、誰にでも気に入られるものなんかやってたら、私なんかは反対に、「あ〜つまんない。何で行政はこんな所にお金かけるの?」と思ってしまいます。だから、皆が納得してるアートなんてまずないんだと思った方がいいと思います。だから、多様な価値観をどういうふうに皆で調整しながらその中で楽しく共存していくか。あるいはそういうことを元にディスカッションしていくとか、それが小金井市が文化的に高まっていく一つのきっかけなのかな、と思っています。

もう一つは林委員さんからの、「文化芸術」なんですけど、文化芸術振興基本法の制定プロセスを見ていけば明らかです。私はそれをある論文で書いているので、それをお読み下さいと言ってしまいたいのですが、あの法律自体が議員立法で作った法律なんです。最初に提案したのは公明党の議員さんたちです。公明党さんが最初に作った時は、確か、うろ覚えですけど、「芸術文化振興法」だったと思います。それで民主党が出してきたのも「芸術振興法」とか「芸術基本法」だったと思います。民主党と公明党がそうやって法案を出してきているときは、「芸術」が先だったんですね。「芸術文化」、芸術を基本に置いた振興法を作っていくっていう話だったのですけれども、それが実際に法令を作ると言う段階になって、音楽議員連盟という所が中心だったんですけど、音楽議員連盟の担当だった自民党の議員が、文化庁側と折衝したんですね。で、文化庁側と折衝した時に、芸術だけだと困るということで。なぜかという、文化庁の所管領域には芸術振興という部分と、文化財が非常に大きな問題として出てくるわけです。芸術振興だけにしてしまうと、文化財の保存活用の部分が、特に活用に力を入れたいと思ってましたから、文化庁は。そこが入らなくて困る。それで自民党案が出てきた時はじめて「文化芸術」となったのだと思います。自民党案が出てきた時に、文化財とか国語の問題が入ってきたかと思います。今までの芸術文化振興基本法だと、「芸術」の時はそこら辺が曖昧になってきた部分が、芸術以外の文化領域を前面に出す、文化庁の施策の部分の全部入れることによって、「文化芸術」になっ

た。

更にあの案が出てきた時に、あそこにいっぱい施策がかかれています。メディア芸術だの、芸能だのですね。そこに書かれてないと、事業の対象にならないと不満に思ったいろんな団体が、自分達も入れてくれということで、附帯決議で入ってきます。その中で、相撲も入ってきました。芸術に特化できなくなってしまった事情があって、「文化芸術」になっているということなんです。

さきほど林さんの方から、文化振興条例という所が多いと。それはなぜかという、林さんの仰っていたように、「文化」って言うておけば芸術も入ります。地方にいくとそういうところが顕著だと思いますが、あまり芸術に特化したくない所もあります。地域文化みたいなものを主に置いて、どちらかというまちづくりとかそちらの方面に重点を置きたいと。例えば目黒区の場合は反対にはっきりとしていて、まず芸術と。まちづくりのようなところは別に条例を作るとかですね小金井市の場合はどうしたいのか。例えば行政側の考え方もあると思います。例えば将来まちづくりみたいなものは別途やるとか、或いはできているとか。そうであれば、いっそのこと芸術に特化するというやり方もあるのではないかと思います。

それから最初に言っていた田中さんの失敗の部分は、私が思っているのは、自治体の職員の人たちってとても優秀なんです。ほんとに優秀で、条例を作る時には、こういう（配布資料を提示）、これまでに作られてきた条例というのを皆持ち寄る。で、過不足なく作ってしまう。言うなれば、独自性を出さない、出すのは前文だけ。そのことによって、あまり積極的に作らないというようなことがあったと思います。文化というものの難しさという部分もあると思いますし、いろんな自治体の事情もあると思います。例えば目黒区の場合は、パーシモンホールっていうホールを作っていて、あれをどうやって運営していくかということで条例が必要になって、芸術振興条例が作られているのだと思います。以上です。

田中委員

小林先生ありがとうございます。先程 3 人の方からご質問ご意見頂きましたが、小林先生のお答え、お話を踏まえて、更にお聞きになりたい点あれば。

それでは小林先生の講演を踏まえて、フリートーキングをさせて頂ければと思います。

限られた回数ですので、やはりちょっと条例制定に向けて考えていかなければいけないことがあると思います。私も小林先生のお話でかなり刺激を受けまして、こういうことも考えていかなければだめなのかな、と思いました。

その中で、やはりどうしてもやらなきゃだめだという、先程高橋委員もご質問されましたが、どこまで「文化芸術」か。一応その、小林先生はあまり範囲は考えなくていいとの話でしたが、ある程度の皆さんが考えているイメージみたいなものは多少は話したほうがいいのかというふうに。つまり「文化芸術」と聞いた時に一人一人が全部違うイメージ

を持っているとなかなか話しにくいのではないかなと心配しまして。もちろんそれを多数決で決めようとは全然思いませんが、どういうふうなイメージを「文化芸術」と聞いた時に持ってらっしゃるか。それを是非。条文に書くかどうかというのは別問題で、それについては前回の6月の最初の委員会の時もフリートーキングがありましたが、いろいろな話があったんですね。一つ話として多かったのは、子供のための芸術っていうお話で。そういったお話があったかと。もう一つは、高齢者。子供以外の成人男性。特に前回のお話では高齢者のお話が多かったかと思うんですが、そういった方達が公民館で行われる芸術を（聞き取り不明）。もうひとつは障害者の方たちが、どうやって自分達は創造していくのかという話。この場合は誰がっていうようなお話はあったんですが、どういうものを含めるかという話ではないんですね。ですからここはまだ、場合によっては私たちは暗黙の内に決めていたのかもしれないんですが、このあたりどうでしょう。芸術の範囲。もちろんこれを決めて文章に書こうとか思いませんが、皆さんがもっているイメージのようなものがもしあれば。

林委員

芸術の範疇、境界線っていうのは本当にひけないものでして、実際さっきの昭和天皇の肖像を使ったコラージュの例なんか端的ですけども、そういうタブーに挑戦していくからこそ芸術だっていうのは全くそのとおりで、ただしじゃあ例えば、新興宗教だとか極端に偏った、思想団体とかですね、そういうようなものまで排除しなくていいのどうかということになると、決め手はないんじゃないかなと言う気がするんですね。

そういうところ現状はどんなふうになっているんですか？

小林講師

宗教のことは考えてないと思います。

林委員

例えば絶対、公的な施設だから一定の宗教に偏ってはいけないっていう常識的のように見えるけれど、じゃあ例えば教会音楽を演奏したいと言った時、お神楽をやりたいって言った時どうするのかっていう、そういうことに。ほんとに境界線ってひけないものですよ、この問題は。だけれどもこれだとオウム真理教みたいなものは来た場合にこれを排除できないというのもちょっと具合が悪いかなっていう。

宮下委員

僕はヨーロッパ音楽の世界にどっぷり浸かっておりますので、その辺のところ線をひかれたら日本の音楽活動とかも全部教会でやれみたいなことになっちゃうんですけど。

星野委員

「文化芸術」っていうのは先程からのように当然のことなんですけど、今学校なんかでいろいろ聞いてみますと、コーラスはもちろんのこと、華道だとか、琴だとか、いろいろそういうサークルの活動がある訳ですけれど、いずれにしても日本には「道」のつくものがありますね。例えば弓道、書道、華道ももちろんそうなんですけど。こういうものは、そのものからするだけでなく「道」というものを教えるという日本の大事なものがあると思います。これをできるだけ入れていくことが日本人を育てる大事なことではないかな、と思うんですけれども。

水野委員

前回の時には主に私としては文化の方に思いがっていたかな、と思いました。ものすごく範囲が広がって、主婦ですとやっぱり子供を育てていく環境とかに一番関心が大きくて、音楽をされる方、美術をされる方、それぞれいらっしゃいますけれども、そういう音楽とかそういう芸術に触れることによって、子供達がすくすく育っていきける、そういう環境をつくれなかな、という思いでここに参加させて頂いたんですけど、具体的に芸術の範囲とか範疇を形作る方法とか、逆に混乱してしまうっていうか。非常に限定するのがすごく難しいっていうのはすごく感じました。先程のお話にもありましたけど、ここで話をして、条例として議会に議決される、その後の実効性というのを、またそれを評価していくっていうことを、後々まできちんと手を打っていくっていう、そういうふうにしていかないと、ほんとに意味のない条例になってしまうことを、今日は改めて思いました。

久保田委員

何が芸術なのかってすごく難しいと思うんですね。線をひくって仰ってるんですけど…。

田中委員

いや、あくまで皆さんがどういうイメージで文化芸術を考えてらっしゃるのかということです。

久保田委員

それもなかなかこう、それはいいよとか、これは皆から受け入れられるんじゃない？っていう、それ自体も線引きというか、ここまでって決めることはすごく難しいんじゃないかな、と。もうひとつは個人的なことなんですけど、行政がやることだからどこまでやるのかっていう問題はあと思うんですけれど、例えばイギリス人でデレク・ジャーマンっていう芸術家があります。エイズで死んだんですけども、同性愛者で、エイズで死んだんですけども、非常に前衛的なフィルムを残したり、死ぬ間際に、自分の生きてきたことと死ぬこととに向き合う訳ですけれども、一見すると反社会的でやばい人生だったんじゃない

の、と思われるかもしれないけど、彼も人間だし、人間として非常に普遍的な面も強くあるわけで、それが多数決では受け入れられないからじゃあそれはダメなのかっていうことを、一体誰が言うことができるのかなって感じがします。だからその辺りを、私たち自身が、オウム真理教の問題もそうだと思うんですけども、私達自身がその問題をどう受け入れてどう答えを出していけるかっていうことが、条例を作っても作らなくても大事なのかなって感じがします。

田中委員

芸術の範囲を決めるのは多分できない。また小林先生のさっきのにあった、国の文化芸術振興基本法にあった、あれもこれも入れていくと、皆さん混乱してしまったり。そうすると、何を、というよりも誰がやる。誰がやるっていうのは、林委員も指摘しましたが、誰がやったものは、やるものは、それはちょっと違うんじゃないかっていう、ある程度の線引きはできると思うんですね。芸術の内容は難しくても、こういう人が関わるのはちょっとやめた方がいいっていうのは、私はある程度は言ってもいいと思うし、書けるんじゃないかと思うんですね。具体的には、小金井市文化芸術振興条例策定委員会で、文化芸術はともかく小金井市ですので、まずは、例えば、少なくとも公会堂を国分寺市民が借りてやろうという時は厳しい条件がいろいろ出てくるかもしれません。広い意味では小金井市民ということだと思うんですね、対象が。小林先生のご指摘の、条例っていうのは市の中の話だと。しかし、仮に小金井市に住んでいる人といっても、例えばそれが特定の政治団体の関わりだとか、特定の宗教団体の関わりだとか、或いはこういう表現をしていいのか分かりませんが暴力的な団体であるとか、そういう人が何かやろうとする時、芸術の中身がどのようなものであっても、私自身はやっぱり難しいのではないかなってお話を聞いていて思ったんですね。これについては先例がありまして、NPO法、特定非営利活動促進法っていう法律、市民活動・ボランティア活動促進法っていう法律は明確にこういう団体は排除するっていうので、今言った3つの状況を上げて、政治的なもの、宗教的なもの、暴力的なもの、こういう人は、活動はできないし、そういう法律で団体を作っても認められない。もしこれが正しいというふうにするならば、今回の小金井市文化芸術振興条例（仮称）の場合も芸術の内容まではなかなか立ち入れませんが、誰がやっちはいけないものっていうのは、本案の中に、私はある程度入れた方がいいのではないかなと、皆様方の意見を聞いていて思った次第であります。

高橋委員

わざわざその質問をした理由というのを少し述べさせて頂きたいんですが、2点ありまして、まず一つは、今日これを主催している文化課の人たちは全く関係ないと思うんですけど、行政側に、今日の先生の話でもありましたけど、規制とか枠を決めさせないためにもそういう議論をしておくべきではないかと思いが一つありました。

それともう一つが、私の友達とか仲間は、結構前衛的な、特に作曲家なんかもいる関係で、不協和音を楽しむような、歌い手にとって非常につらい人たちがいっぱいいるんですけれども、そういう音楽をやっている人たちも含めて、前回もあったんですけれども、小金井から芸術家が出てくるような町になってほしいっていうのでそういう議論をちゃんとした上で振興策っていうものが立ち上がっていけばいいなと思っています。

ただし、悪用される部分っていうのも、特に公園とかそういうところで、これは芸術なんだからって言いながら、大音響を出すとか、においを発生させるとか、もっと間違えた人たちから言わせると、その材料としてドラッグを使わなきゃだめなんだと。だからドラッグ開放運動をしながらこれは芸術なんだっていうような、そういう悪用されるようなところは規制すべきだろうと、そういうようなことははっきりしておかなきゃいけないんじゃないかな、と思って、敢えて意見を述べさせて頂いたんです。

田中委員

まあ、小金井市文化芸術振興条例ですから、少なくとも小金井市民を中心とする。ただ、どうなんでしょう。小金井市民だけに限られるんでしょうか。例えば何か公開で行事をやった時に、聴衆は隣の市からやってくるかもしれないですね。

林委員

それに、主なメンバーは小金井市民でも、小金井市民だけでは立ち行かないオーケストラだとか、そういうものもありますよね。そこはなかなかあまり明確にやると難しくなる。

田中委員

そうすると、条例にどう書くかわかりませんが、市民っていうのも、市民が一人もいない聴衆とか、市民が一人もいないお客さんっていうのはありえないでしょうね。

宮下委員

武蔵野市なんですけど、やっぱり武蔵野市の市民文化課みたいなのがやってるんですね。こういうのがあって、世界的な芸術家がきてね、例えば 1000 円とか 1500 円で聴けるようになっているけど、市民でなくてもそのお金で聴けるわけですよ。僕なんか、地元の人間ですからそういう風にやられちゃうと、入場料自分がやる時に 3000 円欲しいのに、有名な演奏家が 1500 円でやられちゃうと非常に苦しいなとそういうところもあるんですが、でも武蔵野市の場合は市民に関しては限ってないですね。

田中委員

その場合演奏者は、例えば外国の？

宮下委員

そうです。

田中委員

お客様は武蔵野市民とは限らない？

宮下委員

そうです、お客さんは区別しないで。例えば、市民プールとかでは府中なんかは市民かそうでないかでお金に違いがある。市民は 100 円でも小金井市民だと 300 円取られる。そういうことをやるかやらないかはちょっと分かりませんが、武蔵野市の場合は、まったくそういう区別を一切しないで。

林委員

武蔵野市はふとっばらなんじゃないですか。

宮下委員

いや、あの一般の好きな方たちにとっては本当に低料金でいける素晴らしい演奏会だと思います。ただ、我々みたいな同業の人間にはちょっとつらいなど。

林委員

例えばあの、教えていただきたいんですけど、小金井市にいわゆる公民館など、小金井市民の方が使いたい、近隣の方が使いたいという場合には評価されるのでしょうか。

事務局

公民館は基本的な考え方としてどなたでも結構でございます。

宮下委員

ただあの、順位があるんですよ。武蔵野もそうだし国分寺の市民ホールもすべて市民優先ですから、他市の人間はそのおこぼれを頂くと。

田中委員

そうするとその、小金井市というふうに条例に小金井市民だけに限るとはできないんですね。実際上むずかしいですね。実際に音楽活動芸術活動される方もそうですし、それを聴きにくるお客さんも小金井市民だけに限定することは、なかなかそれは実際上は難しいですね。

内藤委員

要するに我々も、今公会堂がないわけですから、どうしても、他のところを借りてやっていますからね。それを小金井市民じゃだめだっていわれると活動ができなくなる。

宮下委員

市民と、そうじゃない人で料金違うんですよ。

高橋委員

今回の小金井の問題って言うのは、本当に今から作るわけなんですね。それから先の部分って言うのは、自治体を越えていろんなことをやっていくことも、市民パワーの中で必要だと思っんですよ。そういう意味で、小金井っていうのは地理的な条件っていうのもありますから、この近隣の町の方々も含めて対象になるくらいの。まあ金はないけど頭はあるよ、金はないけどパワーはあるよっていうのくらいは小金井であってもいいんじゃないかなと思いますけど。

岩尾委員

あの、前回公会堂のこととか、建物もないからってそういう風に私自身も思っていたんですけども、そういうものがないからこそ、例えば美術館でコーラスをすとかいかげでしょう。日頃テレビを見てても夜のニュース番組でスポーツは必ず出てくる。スポーツの代わりにあってもいいですね。例えば昼休みに、建物は、市の庁舎とかそういうところでロビーコンサートなんかがあってもいいのではないかと思います。それこそものがないから頭と知恵で、みたいな活動をしたらいいと思います。

宮下委員

私が仕事してるオーケストラが大田に事務所があるんですけども、大田の区役所で月 1 回お昼にコンサートして、それから蒲田の駅でやったりとかして、それは全部無料なんですけれども観衆の人たち皆様楽しんでくださる。それからあと品川と大田が合流して、商店街でいろんな音楽会を企画して、一般の、ほんとに聴いてもいいし聴かなくてもいいよっていう感じで通りすがりのところでいろいろやっている。そういったもの、街角コンサートのような、あるいは病院コンサートみたいなものですね。僕はそういうものをどんどんやれるような、やってるような町にしたいなと。 という方が、昼間働いていた人たちが夕方になるとふっと街角に集まって弦楽四重奏をやる、そういう社会っていうのが私の夢だったって話をされているんですが、やっぱりそういう風な町になれば素晴らしいなっていうのは思いますね。

林委員

小金井は小金井公園に江戸東京建物園っていうのがありますね。かつて、三年ぐらい前に自分の主催する声楽のカルテットをやったりして、あそこに子宝湯って銭湯があるんですけど、あそこで歌のコンサート開いたことがあるんですね。それはいろいろ国会議員の先生方にご援助いただいて実現したんですけど、ああいうものがひとつの資産としてあるんですね。ぜひこれは、二度三度といろんな人が入れ替わり立ち代り使うことによってですね、僕は小金井公園の薪能をはじめた張本人でもあるので、ああいう場所を、ただ日曜日にみんなが行ってブーメランやっているだけじゃなくって、そういう文化的な芸術的な場としてフルに活用することを考えて。だけど実際に子宝湯でコンサートやったときはとても素晴らしい音響効果があって、擬似チャペルみたいだって言って。実は言葉が聞こえないかと思ったらそんなことはなくて、すごくはっきり言葉も聞こえるシアリアをやるには最高な、よく響きますよね。そこらの教会よりすごいですよ。宗教的な雰囲気はないですけど音響的にはすごくよかったですよ。

だけど、そこをそうやってやるためにはいろいろなハードルがありまして、都立公園なものですからいろいろとやかましいこと言うんですね。やっぱり行政っていうのは物事をやらせない方向に持っていかうとするんですよ。すごくうるさい規制があって。銭湯って男湯と女湯にわかれてるじゃないですか。そうすると片方しか使えないんですね。ところがこっちの方を閉じてくれないかというそれはできないと。こっちが演奏会やってるのにこっちでわーわーさわいでいる子どもがいたりなんかして、すごく具合が悪いっていうのがありまして。だからやっぱりもうちょっとそういうところを東京都なんかと連携して、自由に、繰り返しそういう場として使えたらいいなと先手を打ったつもりだったんですけどね。地元の老人ホームの方々なんかをお呼びしたりして、とても好評だったんですけども、二度と使われなかったところをみるとですね、後が続かないところを見ると東京都はやらせたくないのかな、と。

宮下委員

僕はあの、野川公園で弦楽四重奏のコンサートを開いたんですけど。夏なんで川端で聴けたりしていいかな、と思っていろいろやったんですけど、都の条例で、騒音禁止条例で禁止されてしまったんですね。

林委員

騒音ですか、弦楽四重奏は。

宮下委員

ええ、そういう事になったんですね。

高橋委員

私は薪能の方もやってるんですけど。郷土館、今はたてももの園なんですけれども、制度が変わりまして、独立採算でずいぶん自由にやることができるように変わってきています。

我々も 病院の関係があって、老人ホームの方たちを招待して子宝湯を使ってコンサートをやったり、民家みたいなどころを使って説教節っていうのをやったり。だからそういう意味では今でも細々とやっています。僕はこういう条例ができて、小金井市はそういうことを応援しますよという形になればもっと広がるのではないかなと。

林委員

前向きにやっぱりね。都はどうしても、どうして小金井だけについてというようなことになりますからね。それに薪能みたいな事をやると薪をたかなければいけないので文化財の前で火を燃やすと。大変だったでしょ。最初に三年前にやったとき。規制がどうのって言っちゃって、いちいち公園事務所の係官がやってきて、人の重箱の隅をつつくような嫌がらせを言ってきて。ほんとにね、大変なんですよ、文化とか芸術とかやっても。そういうのを一つ、文化芸術の振興条例をつくることによってですね、後押しをしていくっていう。後ろ向きの政府に対峙していくような。

高橋委員

国立音大の学生たちもそうなんですけれども、完全に有名になるまでの間っていうのは食っていけないんですよ。そういう意味では、こういう条例で、ここに来れば少しはいい場所で、チケットちゃんと売っていいから、それで、金を取って、それを糧にしてっていうくらいまでそういう人たちを応援するっていうような形になると。多くの、そういう子どもたちや障害者や一般の人たちに、本物のものを聴ききっかけ、見るきっかけっていうのはもらいたいなど。これから育ていく芸術家の人たちには、ここで暮らせるくらいまで応援できたらと。まあ暮らせるまではいかないとしても、少しでもチケットでちゃんと自分のものを売って糧になるような。そういう形にできたら。

林委員

特別のイベントってのじゃなくてね、毎週末には何かやってるみたいな、そういう日常の中で芸術が根付いているのが望ましいと思うんですけどね。そういうのがちゃんと逆に根付いていけば、変な新興宗教みたいのが入ってこようと思ったときに入ってこられない。善玉菌が繁殖しているところには悪玉菌が入ってこられないっていうような、そういうような形に。

内藤委員

今ちょっとハコの問題ね。公民館の問題、箱の問題前回出ましたけど。今は小金井市に新しく文化ホール、多目的ホールとか作ろうとしているんですけど、すでにまちづくり始

まっているわけですね。それに対して我々はそこまで調べられない。今どこまで進んでいるのかもよく分からない。それこそ市の方にちょっとご説明をしていただかないと分からないと思うんですけど。NPOの文化協会。そちらもかなり話が進んでるって言いますしね。それもうわさでは聞いておりますが、どこまで関われるのか、それもちょっと気になる所。今ハコの問題、第一回の話し合いの中で出ておりますので、それもちょっと確かめておきたいです。

田中委員

まあ建物の話も、先ほど小林先生のご講演でもありました、何のために条例をつくるのかっていう時に、例えば、一つはその新しくできるセンターの運営とか、そういうのも視野に入れていかなきゃならないかなと。そうしましたらどうでしょう、建物の話は前回である程度出尽くしたようなところがありますので、まあそれに関係なくてもいいんですが。

先ほど、林委員、宮下委員から、いろいろ新しいことをやろうとすると、行政の規制がある、それを崩していくのが大変っていう話もありましたが、建物の話も含めて、広い意味で行政に期待すること、行政の役割ですね。そのあたり現状をきっかけにしてぜひやるべきことは、広い意味では当然建物も入ってきます。行政への期待も含めて、このあたりの話いかがでしょう。今日ちょっと規制が多く出ましたがこれは非常に重要なことだと思います。今はでもずいぶん、ゆるんできてはいるんでしょうね。

林委員

ええ。私はずっと芸大におりましたんで、芸大の若い芸術家たちと非常に親しく今でも一緒に演奏会なんか行くんですけど。やっぱりこの辺って言うのは国立音大があるし、多摩美術大学だとか、多摩関係のいろんな芸術にかかわる学校もありますし、そういう音楽に限らず、美術、そういう人たちの一番の問題は、発表の場がないことです。だから発表の場を作ることと、まちおこしみたいなことはほぼ、表裏一体に機能させられる問題です。例えば僕は銭湯をつぶすなミュージックプロジェクトっていうのを提唱しているんです。銭湯だとやめるとこ多いんですけど、そういう建物をつぶしちゃわないで画廊として使ったり、いろいろ多目的スペースとして再開発したり、そういうようなことがあるので。そういう何か公共施設だけでなく、町の例えば倉庫だとか閉鎖した工場とかそういうところまで含めて何かバックアップしていく。そして若い人たちが発表する場を提供していく。既存の大家はね、まあ、それは既存の大家の素晴らしい演奏会も結構だし、だけどやっぱり、若い人たちの、無名の新人たちをここから育てていくという、そういう育てる力というのを、僕は大いに何かの形で条例に反映されられないかなあと切望しているんですけどね。

田中委員

そういう人たちが市の施設を使いたいというときは例えばプロの方よりも少し安く、とか。

林委員

そういうのはもう、無料でもいいくらいだと思いますよ。ただそれはじゃあ何でもいいかって言うと、それは審査みたいなものは当然必要であるとは思いますが。

田中委員

私自身は小金井に住んでいて、ケーブルテレビなんですけど。例えば芸術系の大学の方に一定の時間、短い時間あげて、そこでまあ番組を作るということをやっていたんですね。公共の場をそういった売り出し中の人のために何か安く貸すという、林委員のお話を聞いてまして、それを自治体の芸術の場でやることと何か近いような気がしまして。

宮下委員

三年ほど前にいずみホールでリサイタルをやったんですけれども、その時にピアノの調律代だけで八万くらいかかったんですけど、なんでかっていうと、ピアノの調律をするためにホールを一晚借りろって言うんですよ。ホール代と調律代と両方払いなさいって。それです、もうほんとにあそこ、いずみホールの事務局の人たちが申し訳ながって、なにかその市民の人の名前借りてくださいと、そうすればちょっと安くなりますからって言うんで市民の方の名前借りて、少し、一万円くらいやすくなったんですけど。

田中委員

いずみホールは小金井？

宮下委員

いや国分寺です。もうほんとにあの、文化なんとか大臣に起訴しようかと思ったんですけど。なんちゅうことやってるんだって。今いろんな商売やるのにね、不完全なものをお客さんに出して不完全なところをお前金出して直せなんてところはないし、まして調律するのにホール代まで払えなんていうのはもう考えられないこと、非常識だと、僕は思うんですけど、国分寺市ではそういう規約になってますからってことで、もう泣く泣く八万円払いましたよ。

林委員

そういうことはぜひ無くしたいですね、小金井では。

宮下委員

もう小金井ではその辺のとはほんとに。それこそ若い人たちが気楽に使えるようにしてあ

げてもらいたいとすごく思ってますけど。現場からの切実な意見ですけど。

田中委員

さきほど内藤委員からもご指摘がありました、新しくできるホールの話、私も一度聞いてみたい。どんなものが作られそうなのかどんな計画なのかっていうところのお話を聞いてみたいなという感じが致しました。

林委員

私はその企画運営委員をやったので、どういうものか大体承知しているんですけど。ただその後なんの報告もないので、どこまで進んでいるかって言うのはちょっと分からない。

高橋委員

だけどその、建物だけじゃない、運営って問題もあるんですよね。

田中委員

どんなホールなのかっていうのが。どうでしょう、ぜひ一度まあ事務局の方でも資料つくるのが大変かもしれませんが、どんなこと計画されているのか、分かる範囲でぜひ教えて頂きたいですね。

林委員

そういう文化芸術条例を策定する部署と市民交流センターを企画する部署が全然縦割りでお互い交流がないらしいんですよ。一緒にやってもらいたいんですけどね、僕は。

田中委員

(事務局に) 交流センターの話、できるだけっていうのは可能でしょうか？

事務局

文化交流係ですから私の方から。今、林委員の方からご指摘がありました、ハードとソフトが別と言う話ですが、以前はそうだったんですが、昨年からやっと同じ課になりました。現在は同じ市民文化課の中の市民文化施設担当、ということでやっております。ですから縦割りはやっここで(解消された)。今のところなかなか一緒にはできないんですけども、交流しながら、つながりをもちながら今後はやりたいというふうにこちらでは考えておりますが、どうするかの説明は…。

交流センター担当者

現在自主設計が終わる段階までになっております。もしご説明が必要という事であれば、

私の方からご説明させていただきます。

田中委員

今日も委員の方々のお話からしますと非常に関心は高いようですし、この条例が場合によっては交流センターの管理運営にタッチする場合もあるわけですね。そしてまた前回この委員会では従来ダンスをやりたいといっても畳の部屋だったり使えないとか、そういったかなり厳しいご批判もありましたので、ぜひそのお話を施設のことも含めてして頂ければありがたいと思うんですが、今日はちょっと難しいでしょうから。

事務局

はい、今日はちょっと資料もございませんので説明させていただけるように準備はしたいと思います。後ほどその辺は検討させていただいて、ご説明の場を設けたいと思います。

田中委員

少し話を先走るようですが、次回の会議が7月の第一週の6日の木曜日に予定されております。今度は二週間後です。例えば、私も条例策定のための議論のためにも早めにお話は伺った方がいいかなと思います。そうこうしてもう時間がなくなってきましたが、今建物の話を含めて前回のお話ありましたが、どうでしょう。若い人が、有名になるためのステップとして発表の場を設けるべきだと。その場合には、利用料なんかも割り引いて安くするべきだという話もありましたし、それとは別に、公的な施設だけじゃなくても、民間施設も使えるようになるという話と。

林委員

例えばロータリークラブなんかも助けをして下さると思いますけど。私なんかも子宝湯でやったときもロータリークラブの後援をもらいましたので。それとともにやっぱり、南口再開発ということにもなりますし、地元の商店街としてはきっと、イトーヨーカドーもやってくるというので戦々恐々としているところもあると思うんですね。ただ、手をこまねいて待つのか、それともやっぱり地元の商店会、商工会というところの人たちも一緒になってね、いやうちでやってくれとか、うちもこういうものを提供するようになるとか、そういう認識を持って、巻き込んで全体をやっていかないと、行政だけでもダメ、市民センターだけでもだめ、やっぱり商店街の人たちとか文化人、あるいは市民オーケストラ、さまざまな力を含んでいく方策を考えようということですね。

星野委員

それで更に学校に、今少子化になってきているので、ある程度空いているスペースができてきているんじゃないかと思うんですけどね。すでにあの学校の中でも和太鼓をたたいて

いますよね。そういうのを稽古で使用したりしてるとかありますけどね。あとこれも市の方からそれを一つ活用していただいて、学校の中を使えたら。これは無料で学校は恐らく使えると思うんですけども。我々もいろいろ何かをする時に私も結構使いますが、お金を取られたことはありませんでした。あの、それと同時に、子どもさんにそういうところにちょっと触れられるようなところだったら、いいイメージも出てくるんじゃないかと、それこそそんな風にも思うんですけどね。

高橋委員

あと一つあるんですけど。これから先の振興をしていくうえで少し障害になりそうだなと思うのが、今までの部分で活動されている人たち、またそういう団体の既得権的なところがあるんですね。まあ市民祭とかそういうところで。それは今までずっとやられてきたことですけど、新たな人たちが入れるかということ、なかなか入りにくいことがあります。

田中委員

今までやっているそういう行事には、新しい人は入りにくいと。

高橋委員

はい。そういう部分でこういう条例ができあがっていくときに、計画が立ち上がっていくときに、要するにこれから出てくる団体も含めて応援していけるような、そういうことができるといいんじゃないかなと。

田中委員

新しくやっている市民グループとか、まあ芸術文化とかグループを支援するというような仕組みということでしょうか。

高橋委員

だからそれが会場に入りやすくするっていうだけじゃなくて、広報の仕方っていうんでしょうかね。市民掲示板だけだとどうしても、これまたルール違反で二週間以上出したりとかそういうのがありますので。自分達が新しいのを出すときに、広報の仕方とかそういうのも新しい人たちっていうのはやり方もわからないし。そういう細かい部分の協力っていうのも、こういう条例っていうのができあがって、市民文化課に来ればいいんだ、あるいはそういうところに行けば応援してもらえますよっていうような、そういうことができるっていうのかなと。

田中委員

今委員の方々のお話をお伺いしていましたら、今日また前回みたいに建物の批判の話に集

中するのかと実は心配していたんですけど、そうならなくてよかったなと思いました。むしろその行政の役割も、一般の市民の人たちをどう巻き込んでいくか。この場合の市民というのは非常に範囲が広いんですけど、例えば商工会ですとか町内会とか、広い意味で学校とかですね。あるいは先ほどおっしゃいましたように既存の芸術グループ、市民グループ。いまこれからやろうとしているのは芸術グループとかですかね。そう言ったはっきり言って民間の方ですよ。民間の人をいかに芸術文化の中心の中に巻き込んでいくのが重要だなあと感じましたね。みなさまのご意見お聞きしていかがですか。

岩尾委員

そういう広報の部分でも市のホームページで取れるようにするといいですね。今、市の施設の予約とかインターネットに変わったんですよ。そうしたら4月からインターネットに変わってから市の施設が取りやすくなったんですね。インターネットで広めていったらいいのではないかと思います。それからもう一つは高齢の方のコーラス会とか、そういう中学生のコーラスをもっと広めていく。

田中委員

岩尾委員が前半部分で仰った、テニスコートが取りやすくなった、インターネットを使うようになったとか。それは例えば芸術文化に関わる施設でもそういう仕組みが使えないかということですか？

岩尾委員

そうですね。小金井の施設はインターネットで予約できるようになったんですよ。この3、4月からでしょうかね。ただしですね、これは意識を変えていって頂きたいんです。その関係の方がすごく後ろ向きっていいですか。朝ちょっと雨が降ったらもう3時、使えません。ですから8、9時、電話がかかる時間、9時くらいにパラパラっと降ってきた。それから午前使わないと午後やめてくださいっていう感じで。だからその答えがもう予測されるので。

田中委員

芸術文化施設の場合はそういうことはあるんですか？

岩尾委員

小金井の施設を9時から4時っていうのを借りましたね。そうすると9時ちょっと前に機材を入れさせてもらえませんかでしょうか。で、その9時には開いていなくて、9時になると非常にこう、慌しい。ちょっと前に貸してくれないでしょうか？

田中委員

それは私も経験しています。

岩尾委員

もうちょっと柔軟になってほしいです。

宮下委員

僕もしょっちゅう。4時までっていうと、僕は4時までつかえるのかと思うと4時には撤収し終わって、何も残さないで出て行くっていう。そうだったのか、でもお金は4時まで払ったんだよなって（笑）。「俺たちは4時でもう帰るんだ」と、こういう言い方されるんでちょっと困るんですけど。小金井の行政の方、もう少し市民のためをお願いしたいと思います。9時になるまで絶対開けないって言うんじゃない。

田中委員

それはもう、小金井だけでなく全国どこでも。

ありがとうございました。時間が押してまいりまして今後の予定等につきましてですね、次の開催、それから8月でしたか、ワークショップも開けないかということを実は考えておりますので、事務局の方から少しお話を。

3 ワークショップについて

事務局

資料（ワークショップ案）を配布

全体の流れを、案をお渡ししましたが、8月にワークショップを予定しております。それではどのような形のワークショップにするかを次回7月6日6時、次回予定しておりますので、その時にご討議いただきたいと思います。そのための一応案という事で今お配りさせて頂いておりますので、一応目を通していただいて、次回の会議にご出席頂きたいと思います。

田中委員

今日は用意して頂いてありがとうございました。これについてご説明頂くことはないですか。

事務局

特にございません。ただ、今の予定で8月9日水曜日、平日の夜で考えているんですが、前回の会議のときに、これが平日でいいのかどうか、土日の方がいいのか、ということもございましたので、その辺もどこを対象にするかによって時間とか変わってくると

思いますので、少しお考え頂いて、ご意見を伺わせていただいて決めてかと思います。

田中委員

すみません、次回7月の会議でこの日程を、例えば8月9日じゃない、例えば土曜日に変えることも可能なんですか。

事務局

そうですね。それによってまた場所を変えつつ。日程含めて変えることができることを前提にご検討いただきたいと思います。

田中委員

日程を含めてかなり今のところは柔軟に対応できるという事ですので、皆様方ご意見を。まあワークショップの目的に条例を策定すること、この委員会に対する理解と広報、とこれはいいと思うんですが、ただまあ、下のところ、誰を対象にするかということですが、これはその、若者・サラリーマン・高齢者・文化団体関係者とありますが、これは何か特定の人を対象にするということは今のところは考えていらっしゃるのでしょうか。私なんか広い意味で大体「一般市民」と、こういう時に書くかなと思ってしまいうんですが。

事務局（小林真理）

いいですか、ちょっと事務局の方から言わせていただきます。先生がおっしゃった通りですね、一般市民です、基本的に。それであえていろいろサラリーマンとか書いたのは、そういう人たちに関心を持ってもらいたいという意味で。普段サラリーマンなんかたぶん小金井市の文化に関心ないと思うんですね。ただ寝に帰ってくるだけですとかね。だからあえてそういう風を書くことによって、「一般市民」とぼやけさせない意味で書かせて頂いたということです。

田中委員

ああ、そうですか。わざわざ気にかけていただいてどうもありがとうございます。今この案をご覧になって、何か今のうちにお聞きになりたいことは？

宮下委員

学生ですね、たとえば中学生、高校生。学童、あるいは学生、そういう人たちも関心を持ってもらいたい。

田中委員

それはワークショップの参加者として？対象として？

宮下委員

そうですね。まあ、意見らしい意見が言えない年齢の人はちょっとはどうかと思うんですけど、たとえば中学とか高校ぐらいだったら、自分で何か意見をもった子もいるんじゃないかと。あるいはそういう討議の場にいるということもすごく大事。

田中委員

あるいは、中高生が参加するようになると、そこはまたいろいろと配慮が必要なところも出てくるかもしれないですね。

宮下委員

ただ傍聴する、ということでもいいかなと。

田中委員

夏休み中ということで、学校側にとっていろいろと大変。

高橋委員

これ環境課の方に聞いて頂きたいんですが、環境基本条例のときに、確か小学校か何かでワークショップがあったんです。大人向けのやつと、子ども用に実際に教室に行って、その策定委員たちの代表が。そこで両方やるっていうのが。

田中委員

対象が二つあったんですか。

高橋委員

授業の一環として。

田中委員

授業の一環という事は、休み期間中ではなくて授業期間中だということですね。

高橋委員

それを考慮して大人用のワークショップをやればと、そういう意見もありましたよね。

田中委員

実はいま学校の方に若干携わっていますから、学校側も夏休み期間中とかに子どもが出て行くという事にすごく今神経を使うもんなんです。また平日という事だといろいろ事情

が違うから、それもまた考えた方がいいかもしれませんね。
その環境基本条例のワークショップについては、何か情報他に詳しいことお持ちでいらっ
しゃいますか。

高橋委員

課の方に聞けば。

田中委員

わかりました。どうもありがとうございます。他に何か今この時点でお聞きになりたいこ
といかがでしょうか。それでは、ちょうど今 20 時なんです、皆様方ご協力、ご発言どう
もありがとうございました。

これで第二回、(仮称) 小金井市文化芸術振興条例策定委員会無事終わらせて頂きます。
どうもありがとうございました。